

入札説明書

自動採点システム運用保守委託業務

(内訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 入札関係書類（様式等）
- ・ 仕様書
- ・ 契約書
- ・ 入札心得

令和7年3月

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課

入札説明書

高知県教育委員会事務局教職員・福利課

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 自動採点システム運用保守委託業務
- (2) 仕様 別紙 仕様書に記載のとおり
- (3) 業務履行期間 令和7年4月18日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法

ア 入札金額は、(3)で示す期間に(2)で示す委託業務について必要となる費用の総額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6～8年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 別紙入札参加意思確認書(様式2)及び業務実施証明書(様式3)を令和7年4月7日(月)午後5時までに持参又は郵送(必着)により提出した者であること。

3 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書(案)等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者は、予め別紙入札参加意思確認書(様式2)及び業務実施証明書(様式3)を令和7年4月7日(月)午後5時までに持参又は郵送(必着)により提出すること。

(3) 入札について質疑がある場合は、質疑書(様式1)を令和7年3月31日(月)午後5時までに、電子メールで提出すること。なお、提出した場合は必ず電話で到達を確認すること。また、質疑に対する回答は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課ウェブサイトにて行うものとする。

(4) 必要とする書類の提出先及び問い合わせ先

〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52

高知県教育委員会事務局教職員・福利課働き方改革推進担当

電話番号 088-821-4901

E-mail 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

(5) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び会社印・代表者印の押印(外国人の署名含む。以下同じ。)

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印。

なお、代理人が入札する場合は入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額

(オ) 入札件名

イ 入札参加者又はその代理人(以下「入札参加者等」という。)は、入札者の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札書の提出方法

持参又は郵送により提出することとし、電話、ファクシミリ、その他の方法による提出は認めない。

ア 持参する場合

(7) で示す日時、場所において、投函すること。

イ 郵送の場合

(ア) 入札書を内封筒に入れ密封・封印し、内封筒の表面に、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)、開札日(令和7年4月15日)、及び入札件名(「自動採点システム運用保守委託業務契約に関する入札書在中」)を記載のうえ、送付先の横に「入札書在中」及び「親展」と朱書きした外封筒へ入れて封かんすること。

(イ) 書留により、令和7年4月14日(月)午後5時までに(4)で示す場所へ必着のこと。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年4月15日(火)午前10時

高知市丸ノ内一丁目7-52 高知県庁西庁舎1階会議室

(8) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4 入札保証金

高知県契約規則(昭和 39 年規則第 12 号)第 9 条及び第 10 条の規定による。

5 入札の無効

公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

6 開札の方法

開札は、上記 3 の（7）で示す日時及び場所において入札参加者等の立ち会いで行う。

入札参加者等は、郵送の場合を除き全ての者が立ち会うこと。ただし、入札参加者等が全て郵送で、かつ立ち会えない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度入札を行う。この場合において、郵送による参加者があり、その者が立ち会っていない場合は別に定める日時に、その他の場合においては直ちに行う。

7 落札者の決定

（1）高知県契約規則第 16 条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（2）同価格の者が二者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（3）入札価格が予定価格を超える場合は、上記 6 の要領で再度入札を行う。

（4）再度入札(合わせて 3 回の入札)を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次、予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

8 契約

高知県契約規則第 36 条及び第 37 条の規定による。

9 契約書の作成

要

10 契約条項

別紙 契約書（案）のとおり

11 その他

（1）入札参加者等及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加及び当該契約の相手方が負担する。

（2）入札者は、入札後あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。